

会議結果報告書

会議の名称	令和2年度札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会（書面会議）
日時	令和2年6月24日（水） ※事前に会議資料を送付の上、意見・質問等を取りまとめ
出席委員 8名／8名中	松本 伊智朗（部会長）、大場 信一、北川 聡子、高橋 司、 竹内 務、遠山 博雅、箭原 恭子、末武 真紀（敬称略）

議事	概要
1 令和2年度第1回札幌市児童虐待防止対策推進本部会議について（報告）	<p><概要> 事務局より以下の資料について報告を行った。 資料1 令和2年度第1回札幌市児童虐待防止対策推進本部会議の開催状況について</p> <p><各委員からの意見・質問等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証されたこと（やらなければならないこと）を着実に・確実に実施することが必要。それでも起こりうることを考えていなければならない、検証機会の確保の取組は良いことである。 ・ 子どものために、全庁的に協力し合い、虐待防止に取り組む会議ができたことは素晴らしいことである。特に縦割り行政の中で、保健福祉局の管轄である障がい児に関しても虐待環境にある場合、同じようにつらい環境下に置かれてしまうため、同じ札幌市の子どもとして、障がい福祉分野と社会的養護機関のより一層の相互連携が望まれる。 ・ ニーズ・リスクの変化に対応できる、機能・システムを柔軟に変更していくことができる在り方も考えておく必要があるのではないかな。 ・ 「協働」「役割分担」「切れ目のない支援」など、各職場の共通言語・共通認識になっているのか、改めて確認が必要ではないか。主たる担当部署が変わっていくことが想定されるときに齟齬が生じないようにしておかなければならず、具体的な問題が起きてからでは遅すぎる。何よりも虐待予防対策が一番大切なことである。 ・ DV加害者対応は、野田市の事件のように児相職員にとっても対応が困難にある場合が多いと思うが、子どもの安全を守るために家族構造全体を見るアセスメント・ケースマネジメント・支援の専門性

	<p>の構築とともに、介入が困難であることからチームでのアプローチの体制が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦に対する切れ目のない継続的な支援、ひとり親家族に対する寄り添った形での具体的な支援の議論が高まっていくことを特に切望する。 ・児相の職員の人事に関しては、職員の専門性を担保するために、一般事務職と異なる理念で行うべきではないか。児童福祉司や児童心理職が、札幌市子ども発達支援総合センターや児童福祉施設等と連携するなど、医療・保健・福祉・教育・司法関係との幅広い分野での研修と研鑽が必要だと思う。また、母子保健分野も含めて、新しい職員を増員するだけでなく、スーパーバイズ機能が必要ではないか。
<p>2 第3次札幌市児童相談体制強化プランについて</p>	<p><概要></p> <p>事務局より以下の資料について報告を行った。</p> <p>資料2 社会的養護経験者へのヒアリング結果</p> <p>資料3 第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と取組結果</p> <p>資料4 第3次札幌市児童相談体制強化プラン基本的方向性と取組(案)について</p> <p>参考資料 令和元年6月死亡事例に係る検証報告書【概要版】</p> <p><各委員からの意見・質問等></p> <p>○社会的養護経験者へのヒアリング結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とても貴重な資料であると思う。本人も気づいていないところをくみ取れる専門性を持った人材が実施すると更によくなると思う。 <p>○第3次札幌市児童相談体制強化プラン基本的方向性と取組(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援における子どもの意見を聴取した後、それをどういった機関にどのように展開・共有していくかが重要であると思う。 ・ストレスフルな職場であるため、対応する職員をケアするシステム整備が早急に必要であると思う。 ・職員の育成については、新規に着任した職員に対する研修を拡充し、専門的知識や技術を定着、底上げしていかなければならない。また、

スーパーバイザーには、原則、実務経験者を配置するべきであると思う。

- ・第二児童相談所の整備に当たっては、職員の配置について関係部局と積極的に協議して欲しいと思う。
- ・児童家庭支援センターなどへの業務委託を進めるに当たっては、委託内容を十分に精査し、責任の所在が不明確とならないよう丁寧な協議が必要であると思う。
- ・里親リクルートは、とても良い取組だと思う。里親へのきめ細かい支援も継続的に実施していただきたい。
- ・オール札幌で里親支援に取り組み、民間の機関や組織の強みを活かした支援が出来るよう、再委託なども視野に入れて取り組む必要があると思う。
- ・里親支援機関には、里親や里子が困った時にすぐに駆け付けられるような地域に密着した支援が求められるため、増設が必要であると思う。
- ・里親支援機関と里親支援専門相談員（乳児院・児童養護施設）及び里親主査（児童相談所）の役割・所掌範囲について、里親が困惑しないよう明確化することが必要であると思う。
- ・札幌市の児童家庭支援センターの運営主体は福祉施設となっているが、他都市では NPO 法人が運営しているケースもあることから、広い視野を持って検討していく必要があると思う。
- ・保育園に対してアセスメントシートの普及活動を行ってもよいのではないか。共通のツールを使うメリットはとても大きいと思われるので、検討していただきたい。
- ・障がい児関係機関との連携について具体的に記載する必要があると思う。

○その他（札幌市児童虐待防止ハンドブック）について

- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 7 条の規定「その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」をハンドブックに記載するなど、保育園や幼稚園などが安心して通告できる環境を整備する必要があると思う。